平成２１年（フ）第５８号
大分県中津市大字大塚796番地１　グランディールＤ棟101号
債務者　山口　拓也
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第９６号
岩手県花巻市石鳥谷町五大堂第５地割73番地２
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第８３号
岩手県奥州市水沢区字大橋34番地９　大橋住宅55号
債務者　堀籠　久人
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第８９号
岩手県奥州市水沢区字龍ヶ馬場29―101、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区字桜屋敷西65番地５
債務者　秋元　民子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第３４４号
埼玉県熊谷市柿沼83番地１　中沢ハイツ203号室
債務者　佐藤　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１３８号
千葉県匝瑳市高野957番地
債務者　柏熊　　恵
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５６号
千葉県東金市田間934番地27
債務者　藁科　美幸
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６１号
千葉県山武市白幡1981番地　市営住宅Ａ10―１
債務者　古屋　義夫
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３６９号
新潟県五泉市東本町１丁目６番21号　セントラルハイツＪ号室
債務者　石川美和子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９１号
新潟市東区中山８丁目８番21号　石井荘２号室
債務者　佐々木光昭
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０５号
新潟市東区物見山４丁目５番13号　テイセキ物見山ハイツＤ棟202号
債務者　井川　祐子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０９号
新潟市北区かぶとやま１丁目１番地１　ル・ジュール201号、前住所新潟市北区葛塚525番地10
債務者　小林健太郎
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１２号
新潟市中央区近江２丁目８番23号　多摩ハウスＤ、前住所新潟県新発田市乙次409番地
債務者　渡邊　良三
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１５号
新潟県燕市吉田中町６番18号
債務者　幸田　広志
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８５号
新潟県上越市大字土橋2258番地９　サン・ローゼ202号、前住所新潟県妙高市美守３丁目４番12号
債務者　板倉　徹治
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２号
静岡県沼津市多比42番地の２
債務者　藤沼　康治
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
静岡県三島市加屋町６番24号　フローラ中山203
債務者　荻野　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係